

職長・安全衛生責任者能力向上教育 開催ご案内

建設業の職長及び安全衛生責任者に対する能力向上教育に準じた教育については、平成 29 年 2 月 20 日付け基発 0220 第 3 号「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」により、職長及び安全衛生責任者に対して、概ね 5 年ごとに「職長・安全衛生責任者能力向上教育」を実施することとされています。

北海道労働局長登録教習機関 建設業労働災害防止協会北海道支部

<https://www.kensaibou-hokkaido.jp/>

1. 開催日時・会場

開始 10 分前までに受付をしてください。

日時 令和 6 年 3 月 5 日 (火) 9:00~15:55

会場 一般社団法人 函館建設業協会 (函館市大森町 19 番 6 号)

2. 講習科目

- | | |
|--|-----------|
| ① 職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること (災害防止) | 2 時間 00 分 |
| ② 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること (指導・監督) | 1 時間 00 分 |
| ③ 危険性又は有害性等の調査等に関すること (危険性等調査) | 30 分 |
| ④ グループ演習 | 2 時間 10 分 |
| ⑤ 講習時間合計 | 5 時間 40 分 |

3. 時間割

時間	8:55~9:00	9:00~11:10	11:10~12:10	12:10~13:00	13:00~13:35	13:35~15:50	15:50~15:55
項目	オリエンテーション	災害防止 (休憩 10 分)	指導・監督	昼食休憩	危険性等調査 (休憩 5 分)	グループ演習 (休憩 5 分)	修了確認

4. 受講対象者

次のいずれかの教育を修了した者で、その後職長等として概ね 5 年以上経過した者

- ① 職長・安全衛生責任者教育
- ② 職長教育

5. 受講料

受講料 (教材費込み) 9,900 円 (消費税込み)

6. 修了証

所定の科目・時間を全て受講された方へ「職長・安全衛生責任者能力向上教育修了証」を交付します。

修了証は、函館分会事務局窓口で本人にお渡しすることとしておりますので、交付の連絡を受けましたら函館分会事務局へお越しくください。

なお、郵送を希望する場合は、特定記録郵便により郵送いたしますので、「7. 受講申込みに必要なもの」の⑥に記載の返信用封筒が必要です。

7. 受講申込みに必要なもの

- ① 「受講申込書」
- ② 「本人を確認するための書類」(氏名、生年月日、住所が記載されたいずれかの写しを添付)
自動車運転免許証(住所変更した場合は表裏両面)、マイナンバーカード(表面のみ)、パスポート、住民票(個人番号が記載されていないもの)、健康保険証等
外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等
- ③ 「証明写真(カラー) 1枚」(縦3.0cm×横2.5cm)
正面、上半身、無帽、無背景で申込前6か月以内に撮影したもの。
写真の裏面に氏名を記入してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。
(色付きサングラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの、写真専用紙以外に印刷したものは不可。)
- ④ 「受講料」
- ⑤ 「受講資格を証明する書類」
「職長・安全衛生責任者」又は「職長教育」の写し(表裏の両面)を提出してください。
- ⑥ 「返信用封筒」〔修了証の郵送を希望する場合のみ〕
特定記録郵便により郵送いたしますので、244円分の切手を貼付した返信用封筒(住所、宛名(受講者氏名)を記載したもの)を提出してください。
なお、宛先を自宅以外にする場合は、「〇〇方 北海太郎」「〇〇建設(株) 気付 北海太郎」などのように、必ずご本人に届くよう記載してください。

8. 申込み方法

予約は行っていません。**窓口のみの先着順の受付となります。**(電話、ファックス、メール等での受付は行っていません。)

定員に達し次第受講受付を締め切りますのでご了承ください。

9. 申込先

建設業労働災害防止協会 北海道支部 函館分会(略称: 建災防北海道支部 函館分会)

10. 申込み時の注意事項

- ① **原則として受付後の受講料の払戻しはしません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻しします。
- ② 証明写真(カラー、縦3.0cm×横2.5cm、裏面に氏名記入)1枚を添付してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。

11. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。また写真撮影、録音、録画等はできません。
- ③ **原則として遅刻は認められません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始15分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了証は交付されません。(いかなる場合でも講習開始15分を超える遅刻は認められません。)
- ④ 所定の科目と時間を受講した方に修了証を交付します。途中退席した場合は修了と認められませんので、講義中は席を離れないようにしてください。
- ⑤ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。昼食

休憩は50分間ですので、外出される方は午後の講義に遅れないようご注意ください。

また、座席を離れるとき、貴重品はお持ちください。

- ⑥ 講義中は帽子を被らないでください。また携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。
- ⑦ 筆記用具を持参してください。講義中は講義に使用するもの（テキスト、ノート、筆記具等）以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル、缶飲料、水筒等は机の上に置いて水分補給を行うことができます。
- ⑧ 会場は禁煙です。

12. 旧姓又は通称の併記

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第30条の13（氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例）に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第30条の16第1項（外国人住民の通称の住民票への記載等）に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することはできません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。

※受付確認	※資格確認	※受講確認

※欄は記入しないで下さい。

※受付 第 号

カラー写真1枚
縦3.0×横2.5
この欄には糊付け
せず、写真裏面に
氏名を記入して
提出して下さい

職長・安全衛生責任者能力向上教育受講申込書

ふりがな				性別	生 年 月 日		
氏 名				男	昭和	年	月 日
				女	平成	(満)	歳)
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無(○印)		有 無	併記を希望する氏名又は通称			
住 所	〒 -			日中連絡の取れる電話(携帯等) () -			
所 属 事 業 場	住所	〒 -					
	事業場名						
	連絡担当者	所属部署 職氏名		電話 () -			
受講資格	「職長・安全衛生責任者教育」又は「職長教育」の修了証の写しを添付し以下の⑥欄を記載してください。修了証がない場合は、以下の④欄に事業主の経歴証明を受けてください。個人事業主が自ら受講する場合、事業主証明は第三者の証明が必要となります。						
事業主証明	④ 上記の者は、職長・安全衛生責任者教育又は職長教育を修了したことを証明します。			⑥ 該当する□にチェックを入れてください。			
	所在地 事業場名 代表者役職・氏名 電話 () -	代表者印		<input type="checkbox"/> 職長・安全衛生責任者教育 <input type="checkbox"/> 職長教育	実施年月日 年 月 日		実施者 ()
修了証の受取方法(○印)	①函館分会受取	②申込者住所へ郵送		郵送希望の場合は、244円分の切手を貼付した返信用封筒を提出してください。		※事務局記入(郵送のみ)	
	他住所への郵送を希望する場合は、郵送先を記入してください。		〒 -		封筒確認(確認後✓)		電話 () -
				受講日	令和6年 3 月 5 日		

建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿

令和 年 月 日 申込者
(受講者氏名)

- (注) 1 この申込書に記入する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入して下さい。
2 写真(カラー縦3.0cm・横2.5cm)1枚と「職長・安全衛生責任者教育」又は「職長教育」の修了証(写し・表裏両面)を添付してください。安全衛生教育(再教育)修了証は、「受講資格を証明する書類」に該当しませんのでご注意ください。
3 個人事業主が自ら受講する場合、事業主証明は第三者の証明が必要となります。
4 申込書に記入いただいた個人情報は、講習のために使用するものであり、目的以外に使用することはありません。

【受講申込書提出先】 〒040-0034 函館市大森町19番6号 函館建設業協会 (Tel0138-26-6711)
建設業労働災害防止協会北海道支部函館分会(略称:建災防北海道支部函館分会)

【※事務局記入欄】

修了証番号	号
修了証 交付年月日	令和 年 月 日